

令和5年第4回瑞浪市農業委員会総会議事録

| | | | |
|---------------------------|--|---------|-------|
| 開催日時 | 令和5年4月27日(木) 午後 2時00分 開会 午後 2時25分 閉会 | | |
| 開催場所 | 瑞浪市役所 2階 大会議室 | | |
| 議長 | 永井 恒 会長 | | |
| 出席委員 (20名) | 委員 | 鵜飼 重光 | 水野 安喜 |
| | | 渡邊 美孝 | 永井 恒 |
| | | 大山 理晴 | 勝股 増夫 |
| | | 伊藤 征史 | 鈴木 録郎 |
| | | 奥村 正子 | 足立 正之 |
| | | 日比野 由美子 | 土屋 敏子 |
| | 農地利用最適化推進委員 | 岩嶋 貞夫 | 伊藤 道子 |
| | | 勝股 重雄 | 三輪 徳夫 |
| | | 板橋 仁晃 | 櫻井 公紀 |
| | | 有我 俊春 | 渡邊 俊美 |
| | | | |
| 欠席委員 (3名) | 加納 富雄 | 安田 清和 | |
| | 板橋 茂晴 | | |
| 事務局 | 局長 工藤 嘉高 局長補佐 森本 英樹 主査 日比野 有真 | | |
| 付議事項 | | | |
| 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | | | |
| 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について | | | |
| 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について | | | |
| 議第4号 土地現況確認申請について | | | |
| 議第5号 非農地証明申請について | | | |
| 議第6号 農地の利用変更届について | | | |
| 付議の内容については別添のとおり | | | |

永井会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第4回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、水野 安喜委員と大山 理晴委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

岩嶋 貞夫委員、説明をお願いします。

岩嶋委員

去る4月21日に、鶴飼 重光委員、日比野由美子委員、森本事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、田が1筆で、面積300㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

今月は、1件の申請がありました。議案集の2ページから3ページになります。

(議案書の内容を説明)

譲渡人が、高齢で後継者がいない為、譲渡するものです。

農地取得後、野菜を栽培することとしておりますので、許可に対する問題はないものと考えます。

以上、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
 では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は
 ありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)
- 議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします
 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のと
 おり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定い
 たします。
 次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
 といたします。
 岩嶋 貞夫委員、議第2号の説明をお願いします。
- 岩嶋委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。
 内容といたしましては、田が1筆、畑が1筆で、合計面積321㎡で
 あります。
 詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請につい
 て」、ご説明申し上げます。
 今日は、1件の申請があり、議案集の4ページから6ページになりま
 す。
 (議案書の内容を説明)
 転用目的は、集合住宅建設のためで、申請地周辺は、宅地、公衆用道
 路に囲まれており、また、都市計画で工業地域に指定されている第3種
 農地で、転用に対する問題はないものと考えます。
 なお、3㎡の残地が出来ますが、隣地のブロック塀が越境をしている
 違反転用のため、既に手続きをするように指導をしております。
 以上、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請」に係るご説明
 とさせていただきます。
 ご審議の程、よろしくお願いたします
- 議 長 ありがとうございます。
 では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は
 ありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のと
おり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの
意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議
題といたします。

岩嶋 貞夫委員、議第3号の説明をお願いします。

岩嶋委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。
内容といたしましては、田が1筆、畑が3筆で、合計面積982.7
7㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請につい
て」、ご説明申し上げます。

議案集の7ページから15ページになります。

まずは、8ページ、9ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

周辺の状況は、農地、公衆用道路、宅地に囲まれております、都市計
画で第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、転用に
対する問題はないものと考えます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれております、
都市計画で第2種住居地域に指定されている第3種農地で、転用に
対する問題はないものと考えます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

申請地周辺は、公衆用道路、農地に囲まれております、都市計画で、
第1種住居地域に指定されている第3種農地で、転用に
対する問題はないものと考えます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

申請地周辺は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれております、都市計
画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、転用に
対する問題はないものと考えます。

以上、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る説明と

させていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第4号「土地現況確認申請について」を議題といたします。
勝股 増夫委員は、この件について、関係者となりますので、審議に参加できませんので、退席をお願いします。
岩嶋 貞夫委員、議第4号の説明をお願いします。

岩嶋委員 土地現況確認申請につきましては、1件であります。
内容といたしましては、畑が2筆で、合計面積42㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第4号「土地現況確認申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の16ページから18ページになります。

(議案書の内容を説明)

土地現況確認申請の承認の条件としまして、現況が農地でなくなってから20年を経過していることと、宅地の場合は、課税証明など農業委員会以外の公的機関が発行する証明書により、農地でなくなった事実及びその時期が証明できることが必要です。

今回の申請ですと、現在ある建物は、税務課の固定資産課税台帳にて、昭和32年に建築されたことが確認でき、また、農地でなくなってから20年以上経過しているため、承認の条件を満たしております。

したがって、今回の土地現況確認申請を承認することに問題はないと考えます。

以上、議第4号「土地現況確認申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第4号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり相違ない旨の意見を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。
勝股委員の復席を認めます。
次に、議第5号「非農地証明申請について」を議題といたします。
岩嶋 貞夫委員、説明をお願いします。

岩嶋委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。
内容といたしましては、田が1筆で、合計面積82㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第5号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の19ページから20ページになります。

(議案書の内容を説明)

家の裏山と一体化し、傾斜地で竹林と化しておりますので、「瑞浪市農業委員会非農地証明事務取扱要領」の「第3条 証明の対象とする土地」にあてはめると、「耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地」であって、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するため、非農地証明を交付することに問題ないと考えます。

以上、議第5号「非農地証明申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。ではこれより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第5号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第6号「農地の利用変更届について」を議題といたします。
岩嶋 貞夫委員、説明をお願いします。

岩嶋委員 農地の利用変更届につきましては、1件であります。
内容といたしましては、田が1筆で、合計面積576.38㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第6号「農地の利用変更届について」、ご説明申し上げます。

議案集の21ページから22ページになります。

(議案書の内容を説明)

申請地は、昨年11月総会にて、宅地分譲で5条許可をした場所の残地分で、当該地は、道路との高低差もあり、田として管理をしていくことが難しいため、畑に変更をするもので、水路等周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上、議第6号「農地の利用変更届」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第6号「農地の利用変更届について」、届けのとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第6号は、届けのとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員